



勤退共発第 153 号  
平成 24 年 1 月 20 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 額 賀



重要な財産の処分について

標記について、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 152 号）第 21 条の規定に定める土地及び建物を譲渡処分いたしたく、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 48 条第 1 項本文の規定に基づき、下記のとおり認可申請いたします。

記

1 処分等に係る財産の内容及び評価額

(1) 土地の所在地及び概況（登記上の所在地、地目及び面積）

- |   |                   |    |                        |
|---|-------------------|----|------------------------|
| ① | 東京都港区芝公園一丁目 402 番 | 宅地 | 315.70 m <sup>2</sup>  |
| ② | 東京都港区芝公園一丁目 407 番 | 宅地 | 468.56 m <sup>2</sup>  |
| ③ | 東京都港区芝公園一丁目 408 番 | 宅地 | 1133.45 m <sup>2</sup> |

(2) 建物の所在地及び概況（登記上の所在地、種類、構造、床面積、原因及びその日付）

- |   |          |                           |
|---|----------|---------------------------|
| ① | 家屋番号     | 402 番の 1                  |
|   | 所在地      | 東京都港区芝公園一丁目 402 番地        |
|   | 種類       | 事務所                       |
|   | 構造       | 鉄骨造陸屋根 5 階建               |
|   | 床面積      | 1 階 174.64 m <sup>2</sup> |
|   |          | 2 階 171.16 m <sup>2</sup> |
|   |          | 3 階 171.16 m <sup>2</sup> |
|   |          | 4 階 171.16 m <sup>2</sup> |
|   |          | 5 階 44.16 m <sup>2</sup>  |
|   | 原因及びその日付 | 平成 3 年 3 月 29 日新築         |

② 家屋番号 408番1  
 所在地 東京都港区芝公園一丁目408番地、407番地  
 402番地  
 種類 事務所  
 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付10階建  
 床面積  
     1階 769.72㎡  
     2階 769.72㎡  
     3階 769.72㎡  
     4階 769.72㎡  
     5階 769.72㎡  
     6階 769.72㎡  
     7階 769.72㎡  
     8階 769.72㎡  
     9階 69.76㎡  
     10階 82.18㎡  
     地下1階 804.61㎡  
 原因及び 昭和43年2月5日新築  
 その日付

(3) 鑑定評価額

総額： [ ] 円  
 土地： [ ] 円  
     ( [ ] 円/㎡)  
 建物： [ ] 円  
 (内訳)  
 本館： [ ] 円  
 別館： [ ] 円

2 処分の理由等

当該土地及び建物は、中小企業退職金共済制度における余裕金の運用資産として所有し、事務所として使用するとともに一部を他の入居団体へ賃貸している。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「建物の耐用年数（耐用年数50年、現在42年経過）が経過した時点（それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する」こととされているところ、本部ビルの経年劣化等による修繕費用の増加等を勘案し、耐用年数を待つまでもなく、現時点で速やかに本部を移転し、土地及び建物を売却することが合理的である

と考え、今般、本部事務所の移転を行うこととした。

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第77条第1項第4号及び中小企業退職金共済法第77条第1項の厚生労働大臣の指定する有価証券、金融機関及び不動産（平成15年厚生労働省告示第321号）によって、余裕金の運用の特例として取得が認められている土地及び建物は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の事務所の用に供するものに限定されているところである。事務所の移転に伴いこれに該当しなくなることから、当該土地及び建物を一般競争入札により譲渡処分するものである。

### 3 処分等の条件

開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高金額の入札をした者を落札者とする。

※ 最低売却価格は、平成23年12月9日実施した不動産鑑定評価業務の一般競争入札により落札した不動産鑑定業者の不動産鑑定評価書による評価額をもって最低売却価格とする。

### 4 処分等の方法

譲渡先を公募し、一般競争入札により決定する。

### 5 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

当該土地及び建物は機構本部の事務所として利用し所有してきたが、機構本部の事務所を移転するので同財産を譲渡することは、機構の業務運営上に支障はないものである。